

# 一般社団法人徳島県建築士事務所協会

## 登録簿等閲覧規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人徳島県建築士事務所協会（以下「本会」という。）が、建築士法（昭和25年法律第202号、以下「法」という。）第26条の3の規定に定める指定事務所登録機関として行う、事務所登録等事務のうち、法23条の9の規定に基づく登録簿等を一般の閲覧に供する事務（以下「閲覧業務」という。）に関する事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧業務を行う事務所の名称及び所在地)

第2条 閲覧業務を行う事務所は、一般社団法人徳島県建築士事務所協会とし、所在地は徳島市幸町3丁目55番地自治会館2階とする。

(閲覧業務を行う日及び時間)

第3条 閲覧業務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く）
- (4) 8月12日から8月15日までの日
- (5) その他別に定める日

2 閲覧業務を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。

(閲覧できる登録簿等)

第4条 本規程により閲覧できる登録簿等は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録簿(建築士法第23条の3に規定する登録簿)
- (2) 所属建築士名簿(建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの)
- (3) 設計等の業務に関する報告書

(建築士法第23の6に規定する設計等の業務に関する報告書)

(閲覧申請)

第5条 登録簿等の閲覧を希望する者から申し出があった場合は、本会が別に定める登録簿等閲覧名簿に記入させ、これを受け付けるものとする。

(閲覧方法)

第6条 閲覧は第2条に定める事務所で行なうものとする。

- 2 閲覧申請者は本会に備え付ける閲覧用登録簿により閲覧するものとする。
- 3 閲覧者は登録簿を持ち出し、滅失もしくは汚損等させてはならない。また、複写機による転写又はカメラ等による撮影をしてはならない。

(閲覧の中止及び禁止)

第7条 本会は、閲覧する者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を中止、または禁止するものとする。

- (1) この規定に反し、または指示に従わない者
- (2) 登録簿等を汚損し、もしくは毀損し、またはそのおそれがある者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、またはおそれがあると認められる者

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を得なければならない。

附 則 この規程は平成31年4月1日から施行する。